

第7期事業主行動計画(総括)

- 1 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間
- 2 内容
 - 目標1 子供が生まれる際、出生時育児休業(産後パパ育休)を利用しない職員に対して、出産当日を含め特別休暇制度の創設する①
 - 目標2 結婚や出産等で退職した職員が、復職しやすいような制度の創設する②
 - 目標3 法定年休の時効による消滅分の積み立てを実現し、その利用の詳細(子の看護休暇利用等)を定め、ワークライフバランスの充実を図る③
 - 目標4 第6期同様、令和7年3月までに育児・介護休業、育児短時間勤務などの制度の周知を新規採用者に徹底し、常に、男性職員を含め育児・介護休業の取得しやすい体制を構築し、取得率の3%の継続を目指す④

<結果>

目標1に関しては、
積み立て年休との兼ね合いもあり、今期は実施できず・

目標2に関しては、
令和5年4月1日より実施している。

目標3に関しては、
令和6年4月1日より実施している。

目標4に関しては、
この期間に 男性3名(共に3ヶ月 1名は年度を越えて利用)
女性2名 の計5名取得。
取得率は、7名/187名(2.7%)で、男性の取得並びに全体の取得率3%
超えは出来なかったが、要介護休業者、要育児休業者は100%取得している。

第8期事業主行動計画

- 1 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間
- 2 内容
 - 目標1 ①子供が生まれる際、出生時育児休業(産後パパ育休)を利用しない職員に対して、出産当日を含め特別休暇制度の創設する
 - 目標2 ②現在年間休日106日を2日間増やし、年間労働時間現行の1985時間40分から1970時間20分の減少を目指す
 - 目標3 ③子の看護休暇等において、対象となる子を法定の小学校3年の就学終了から、小学校就学終了までに延長を目指す
 - 目標4 ④第7期同様、令和9年3月までに育児・介護休業、育児短時間勤務などの制度の周知を新規採用者に徹底し、常に、男性職員を含め育児・介護休業の取得しやすい体制を構築し、取得率の3%を再度目指す。または、制度の利用を必要としている職員の取得率の100%を目指す

3 実施 計画

- ・令和7年4月～
 - ①特別休暇制度の妥当日数の検討に入る
 - ②勤務上の問題の有無の確認
 - ③規定の作成に入る
 - ④新規採用者に対して、育児・介護休暇規定について周知をする
 - ・令和8年4月～
 - ①、②、③、④の進捗状況の確認並びに継続
 - ・令和8年10月～
 - ①、②、③の実施に向かい各規定の整備を行う
 - ③に関しては、助成金の確認も行う
 - ・令和9年3月
 - 新たに決定した事項について、遅くともこの時期までには各職員に周知する
- ※計画期間内において①、②、③については、実行可能になれば早期実行し、すべての職員に周知を行うものとする